

## 公 告

令和5年度 米デ推第17号 内部情報システム再構築等業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年1月11日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和5年度 米デ推第17号 内部情報システム再構築等業務

(2) 業務内容

別紙「内部情報システム再構築等業務調達仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

導入期間 契約締結日から7日以内 から 令和7年3月31日 まで

システム利用期間 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

### 2 業務に要する費用（提案上限額）

総額 221,390,400円（消費税および地方消費税を含む。）

(1) 導入に係る費用（提案上限額）

128,396,400円（消費税および地方消費税を含む。）

※ 当費用については、令和6年度に一括払いとする。

(2) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までのシステム利用に係る費用（提案上限額）

年額 18,598,800円（消費税および地方消費税を含む。）

※ 見積書の金額が、(1)および(2)の各業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は失格とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

(1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、未登録の場合は、次の書類を参加申込の手続に併せて提出することにより、登録されている者と同等の扱いとする。

① 商業・法人登記簿謄本（写し可）

※全部事項証明書（謄本）、現在事項証明書 等

② 納税証明書（国税、県税、市税）（写し可）

※課税されていない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）

ア 国税（法人税、消費税等）については、税務署長発行の証明書

イ 都道府県税（法人事業税、自動車税等）については、都道府県税事務所長発行の証明書

※委任先がある場合は、委任先住所地の証明書

ウ 米原市税（法人市民税、固定資産税等）については、米原市発行の証明書

※本店または委任先所在地が米原市内の場合に必要

③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）

ア 直近の事業年度のもの（1年分）を提出すること。

④ 印鑑登録証明書（写し可）および使用印鑑届（任意様式）

ア 使用印鑑を押印すること。

イ 印鑑登録証明書は、法務局発行の証明書（写し可）とする。

(2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。

① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

⑤ 銀行取引停止処分がなされている者

(5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件に該当する者でないこと。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

② 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

④ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ 前記①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) ISO9001の認証を取得していること。

(7) ISMS適合性評価制度またはプライバシーマーク制度の認証を取得していること。

(8) 過去5年以内（令和元年度～令和5年度）に、本市と同規模以上の地方公共団体において、内

部情報システムの構築、運用業務等類似の業務を受託した実績を有すること。

#### 4 日程

項番	手 順	期限等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和6年1月11日（木）
2	質問受付期間	令和6年1月11日（木） ～令和6年1月25日（木）
3	参加申込書等の提出期限	令和6年1月25日（木）
4	質問回答期限	令和6年1月30日（火）
5	第1次審査（書類審査）	令和6年2月5日（月）
6	第1次審査（書類審査）の結果通知	令和6年2月7日（水）【予定】
7	企画提案書等の提出期限	令和6年2月13日（火）
8	第2次審査（機能要件審査）	令和6年2月20日（火）
9	第2次審査（機能要件審査）の結果通知	令和6年2月21日（水）【予定】
10	第3次審査（外部審査）の企画提案プレゼンテーション実施	令和6年3月5日（火）【予定】
11	第3次審査（外部審査）の結果通知	令和6年3月8日（金）【予定】
12	契約手続（本契約）	令和6年3月22日（金）【予定】

#### 5 その他

詳細は、内部情報システム再構築等業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

#### 6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所本庁舎 4階 政策推進部デジタル未来推進課

TEL 0749-53-5169（直通） FAX 0749-53-5148